県章

山形県公報

令和８年10月23日（金）
第748号
毎週火・金曜日発行

目　　次

告　　示

○県営緊急防災工事計画の変更……（庄内総合支庁農村計画課）…1023
○都市計画の変更……（都市計画課）…1024
○県証紙売りさばき人の氏名等の変更の届出……（会　計　局）… 同

病院事業局関係

告　　示

○指定納付受託者の指定…… 同

公　　告

○指定管理者の募集……（教育委員会）…1025
○監査結果の公表……（監 査 委 員）…1026
○監査の結果に基づき講じた措置の公表……（　　同　　）…1031

告　　示

山形県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定により定めた県営大沢地区緊急防災工事計画（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年10月23日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

１　縦覧に供する書類の名称

県営大沢地区緊急防災工事計画（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））の計画書の写し

２　縦覧に供する場所

鶴岡市役所

３　縦覧に供する期間

令和８年10月27日から同年11月26日まで

４　その他

(1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

(2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和８年10月23日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　都市計画の種類及び名称

(1) 種　類　大石田都市計画道路

(2) 名　称　３・４・５号大石田尾花沢線

２　都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分　北村山郡大石田町緑町、大字大石田字佐田、大字大石田字上ノ原

(2) 削除する部分　北村山郡大石田町緑町、大字大石田字佐田、大字大石田字上ノ原

３　縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第749号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年４月県規則第34号）第13条第１項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

令和８年10月23日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

売りさばき人の名称及び代表者氏名		売りさばき所の所在地	変更年月日
変　更　前	変　更　後		
二四三屋株式会社 代表取締役　岩瀬　義和	ふじみや株式会社 代表取締役　岩瀬　義和	長井市栄町１番１号	令和 5. 1.11

病院事業局関係

告　示

山形県病院事業告示第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和８年10月23日

山形県病院事業管理者　阿　彦　忠　之

１　指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

ＲＥＡＤＹＦＯＲ株式会社

東京都千代田区二番町11番７号　住友不動産二番町ビル６階

２　指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入

山形県病院事業局に係る寄附金

３　指定年月日

令和８年10月８日

公　　告

山形県朝日少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和８年10月23日

山形県教育委員会
教育長　須　貝　英　彦

1　募集する施設の名称及び所在地

(1) 名　称　山形県朝日少年自然の家

(2) 所在地　西村山郡大江町大字左沢字楯山2523番地の５

2　指定の期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

3　申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ　法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ　暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から２年を経過しない者でないこと。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ　共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ　当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ　代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の６第１項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4　募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間　令和８年10月23日（金）から同年11月27日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年３月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで

(2) 配布場所　山形県教育局生涯教育・学習振興課　青少年教育施設担当　郵便番号990-8570　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)3126

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5　申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間　令和８年10月23日（金）から同年11月27日（金）まで（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで

(2) 受付方法　４の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

６　その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年３月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年３月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年３月県規則第８号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、４の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項、第２項及び第４項の規定により、令和８年８月から９月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和８年10月23日

山形県監査委員　加　賀　正　和
山形県監査委員　小　松　伸　也
山形県監査委員　柴　田　　優
山形県監査委員　海　老　名　信　乃

第１　監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和２年４月県監査委員訓令第１号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要のある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第２　監査実施状況

監査は、監査対象機関66箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
産業創造振興課	令和８年８月３日	加賀委員	柴田委員
産業技術イノベーション課	令和８年８月３日	加賀委員	柴田委員
県産品・貿易振興課	令和８年８月３日	加賀委員	柴田委員
雇用・産業人材育成課	令和８年８月３日	加賀委員	柴田委員
統計企画課	令和８年８月３日	小松委員	海老名委員
県土整備企画課	令和８年８月３日	小松委員	海老名委員
建設企画課	令和８年８月３日	小松委員	海老名委員
都市計画課	令和８年８月３日	小松委員	海老名委員

下水道課	令和８年８月３日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員
商業振興・経営支援課	令和８年８月18日	加賀委員	柴田委員
西村山新病院整備推進室	令和８年８月20日	加賀委員	柴田委員
こども子育て政策課	令和８年８月21日	加賀委員	柴田委員
こども家庭・母子保健課	令和８年８月21日	加賀委員	柴田委員
多様性・女性若者活躍課	令和８年８月21日	加賀委員	柴田委員
教育政策課	令和８年８月21日	加賀委員	柴田委員
教職員課	令和８年８月21日	加賀委員	柴田委員
生涯教育・学習振興課	令和８年８月21日	加賀委員	柴田委員
高校教育課	令和８年８月21日	加賀委員	柴田委員
農政企画課	令和８年８月21日	小松委員	海老名委員
道路整備課	令和８年８月21日	小松委員	海老名委員
道路保全課	令和８年８月21日	小松委員	海老名委員
河川課	令和８年８月21日	小松委員	海老名委員
砂防・災害対策課	令和８年８月21日	小松委員	海老名委員
港湾課	令和８年８月21日	小松委員	海老名委員
建築住宅課	令和８年８月21日	小松委員	海老名委員
健康福祉企画課	令和８年８月25日	加賀委員	柴田委員
義務教育課	令和８年８月25日	加賀委員	柴田委員
福利厚生課	令和８年８月25日	加賀委員	柴田委員
農業技術環境課	令和８年８月25日	小松委員	海老名委員
園芸大国推進課	令和８年８月25日	小松委員	海老名委員
畜産振興課	令和８年８月25日	小松委員	海老名委員
森林ノミクス推進課	令和８年８月25日	小松委員	海老名委員

医療政策課	令和８年８月26日	加賀委員	柴田委員
特別支援教育課	令和８年８月26日	加賀委員	柴田委員
学校体育保健課	令和８年８月26日	加賀委員	柴田委員
農業経営・所得向上推進課	令和８年８月26日	小松委員	―
農産物販路開拓・輸出推進課	令和８年８月26日	小松委員	―
県産米戦略推進課	令和８年８月26日	小松委員	―
財政課	令和８年８月27日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員
地域福祉推進課	令和８年８月27日	加賀委員	柴田委員
がん対策・健康長寿日本一推進課	令和８年８月27日	加賀委員	柴田委員
高齢者支援課	令和８年８月27日	加賀委員	柴田委員
水産振興課	令和８年８月27日	小松委員	海老名委員
農村計画課	令和８年８月27日	小松委員	海老名委員
農村整備課	令和８年８月27日	小松委員	海老名委員
環境企画課	令和８年８月28日	柴田委員	―
エネルギー政策推進課	令和８年８月28日	柴田委員	―
水大気環境課	令和８年８月28日	柴田委員	―
障がい福祉課	令和８年８月28日	加賀委員	柴田委員
国際観光・高付加価値創出課	令和８年８月28日	小松委員	海老名委員
観光プロモーション課	令和８年８月28日	小松委員	海老名委員
県民文化芸術振興課	令和８年８月28日	小松委員	海老名委員
スポーツ振興課	令和８年８月28日	小松委員	海老名委員
議会事務局	令和８年８月31日	柴田委員	海老名委員
総務厚生課	令和８年９月１日	加賀委員	柴田委員
循環型社会推進課	令和８年９月１日	加賀委員	柴田委員

みどり自然課	令和８年９月１日	加賀委員	柴田委員
防災危機管理課	令和８年９月１日	海老名委員	―
消防救急課	令和８年９月１日	小松委員	海老名委員
消費生活・地域安全課	令和８年９月１日	小松委員	海老名委員
食品安全衛生課	令和８年９月１日	小松委員	海老名委員
会計局	令和８年９月１日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員
警察本部	令和８年９月１日	柴田委員	―
監査委員事務局	令和８年９月１日	海老名委員	―
人事委員会事務局	令和８年９月１日	海老名委員	―
労働委員会事務局	令和８年９月１日	柴田委員	―

第３　監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ　農業技術環境課

(ｲ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から４箇月を超えてしていないもの　９件　合計45,000円

主な事例は以下のとおり

一般需用費（調査用果実費）

検査完了日　令和７年６月16日
請求書受理日　令和８年２月20日
支払日　令和８年３月６日
支出額　5,000円

ロ　地域福祉推進課

(ｲ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告日から額の確定日までの期間が３箇月以上のもの

山形県生活困窮者等食料品等提供活動支援事業費補助金

実績報告日　令和７年10月31日
額の確定日　令和８年３月９日

ハ　エネルギー政策推進課

(ｲ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から３箇月を超えて遅延しているもの

一般需用費（電気新聞年間購読料）

請求書受理日　令和７年３月28日
支払期限　令和７年４月12日
支払日　令和７年８月20日
支出額　58,320円

ニ　消費生活・地域安全課

(ｲ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

（内容）

インターネット上に法人情報を公開する際、個人情報が記載された書類を誤って公開したもの　13件

主な事例は以下のとおり

公開した個人情報　ＮＰＯ法人の役員住所

公開していた期間　令和７年５月27日から令和７年９月11日まで

(ﾛ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

（内容）

a　交付申請日から交付決定日までの期間が３箇月以上のもの　４件

主な事例は以下のとおり

山形県自転車ヘルメット着用推進モデル校事業補助金

交付申請日　令和７年７月23日

交付決定日　令和７年12月３日

b　交付申請日から交付決定日までの期間が２箇月以上のもの　３件

主な事例は以下のとおり

山形県自転車ヘルメット着用推進モデル校事業補助金

交付申請日　令和７年９月４日

交付決定日　令和７年12月３日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ　事務事業

(ｲ) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（こども家庭・母子保健課、医療政策課、高校教育課）

(ﾛ) 県が送付したエクセルファイルのメールアドレスのリンク先が誤っていたことにより、企業が電子メールを誤送信したもの（産業創造振興課）

(ﾊ) 電子メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが見える状態で送信したもの（消費生活・地域安全課）

ロ　収入

(ｲ) 調定額又は収入額を誤った１万円以上のもの（警察本部）

ハ　支出

(ｲ) 支払期限内に支払をしていないもの（建設企画課、商業振興・経営支援課、教育政策課、農業技術環境課、水産振興課、環境企画課、警察本部、監査委員事務局）

(ﾛ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から２箇月を超えてしていないもの（消防救急課）

(ﾊ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、５万円以上のもの（防災危機管理課）

ニ　補助金

(ｲ) 額の確定日から支払までの期間が２箇月以上のもの（県民文化芸術振興課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県企業管理者から、令和８年７月17日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和８年10月23日

山形県監査委員　加　賀　正　和
山形県監査委員　小　松　伸　也
山形県監査委員　柴　田　　優
山形県監査委員　海　老　名　信　乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
港湾事務所	収入の調定が適切でないもの	許可情報をデータベースに入力後、入力年度内に調定対象として抽出されたデータに漏れ・誤りがないか使用許可情報と突合確認することにより再発防止を図る。
東北農林専門職大学	支出事務が適切でないもの	支払遅延の防止に向け、各研究者に対し事前手続きの徹底について周知するとともに、管理様式の整備により案件の進捗を把握できるようにするなど、研究費執行管理の実効性を高めた。 あわせて、予算管理簿に個票出力機能を追加し、予算の執行状況を研究者と予算担当者の双方で共有し、進捗状況を管理することとした。加えて、教員別シートから未執行案件のみを抽出する機能を導入し、支出漏れ等の防止を図った。 なお、これらの個票の出力及び未執行案件一覧の抽出にはマクロ機能を使用し、作業の省力化及び確実性の向上を図ることで、実効性を高めた。
村山電気水道事務所	関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	支払期限が近くなると警告欄に「期限間近」等と表示されるなど、支払の日程等が一目で分かる支払管理簿を総務課で作成する。 それを共有フォルダに保存することで、水道・電気・総務の各職員が支払日程を確認できるようにし、今後支払遅延が発生しないように改善を図る。

令和８年10月23日印刷　　発行所　山　形　県　庁
令和８年10月23日発行　　発行人　山　　形　　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。